

2009年5月20日

各 位

会 社 名 三井住友海上グループホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 江 頭 敏 明
(コード番号：8725)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2009年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2009年6月25日開催予定の第1期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 平成21年1月5日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が施行されたことに伴い、本定時株主総会終結の時をもって、現行定款第7条の株券の発行に関する規定を削除するとともに、単元株式数及び単元未満株券の不発行に関する規定(現行定款第9条第2項) 単元未満株式についての権利に関する規定(現行定款第10条)並びに株主名簿管理人に関する規定(現行定款第12条第3項)について所要の変更を行い、株券喪失登録簿の取扱いに関する規定を変更定款案附則第1条及び第2条のとおり定めるものであります。
- (2) 現行定款附則第3条の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって現行定款附則第1条、第2条及び第3条の最初の事業年度並びに最初の取締役及び監査役の報酬等に関する規定を削除するものであります。

併せて、現行定款第7条の削除に伴い、本定時株主総会終結の時をもって現行定款第8条以下の条数を各1条ずつ繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2009年6月25日
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 : 2009年6月25日

以 上

(下線が変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> (条文省略)</p> <p><u>2</u> 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> (条文省略)</p> <p><u>2</u> (条文省略)</p> <p><u>3</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p> <p><u>第13条</u> { (条文省略)</p> <p><u>第42条</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第7条</u> (現行定款どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> (現行定款どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第10条</u> (現行定款どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> (現行定款どおり)</p> <p><u>2</u> (現行定款どおり)</p> <p><u>3</u> 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第12条</u> { (現行定款どおり)</p> <p><u>第41条</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(最初の事業年度)</u> <u>第 1 条 第 41 条の規定にかかわらず、当会社</u> <u>の最初の事業年度は、当会社の設立の日から</u> <u>平成 21 年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p><u>(最初の取締役及び監査役の報酬等)</u> <u>第 2 条 第 29 条及び第 39 条の規定にかかわら</u> <u>ず、当会社の最初の定時株主総会終結の時ま</u> <u>での取締役の報酬は年額 5 億円以内(使用人</u> <u>兼務取締役の使用人分給与を含まない。) と</u> <u>し、最初の定時株主総会終結の時までの監査</u> <u>役の報酬は年額 1 億 1,000 万円以内とする。</u></p> <p><u>(附則の削除)</u> <u>第 3 条 本附則は、最初の定時株主総会終結の</u> <u>時をもって削除されるものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(株券喪失登録簿に係る経過規定)</u> <u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び</u> <u>備置きその他の株券喪失登録簿に関する事</u> <u>務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会</u> <u>社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>(附則の削除)</u> <u>第 2 条 本附則は、平成 22 年 1 月 5 日まで有</u> <u>効とし、同日の経過をもって削除されるもの</u> <u>とする。</u></p>